

1 東京都教育委員会のこれまでの取組

- 平成 7 年度～ スクールカウンセラー配置開始 (以後、順次拡充)
- 平成 15 年度～ 全公立中学校にスクールカウンセラー配置
- 平成 20 年度～ 区市町村にスクールソーシャルワーカーの配置開始
(以後、順次拡充)
- 平成 25 年度～ 全公立小学校・高等学校にスクールカウンセラー配置
- 平成 25 年 3 月 「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために
～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～」作成
- 平成 26 年度～ 全公立小・中高等学校において小 5、中 1、高 1 を対象
にスクールカウンセラーによる全員面接を実施
- 平成 26 年 9 月 「生命尊重を基盤とした生活指導の徹底について (通知)」
「自殺の未然防止に向けた取組の実施について (通知)」
- 平成 27 年度 都立学校 13 校を対象にスクールソーシャルワーカーの派遣を試行

2 学校における児童・生徒の自殺防止対策に関する視点と具体的な取組

(1) 学校における児童・生徒に対する学校教育相談の充実

ア 過去に相談経験のある子供や、気になる様子が見られる子供はもとより、全ての子供に対する先入観にとらわれないきめ細やかな状況把握と相談の実施

- 過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒について、定期的に「相談記録」等を点検、相談後の状況について確認
- 「児童・生徒の様子の変化 (チェックリスト)」を活用して校内研修を実施、学期の初め等に、全ての教員で児童・生徒一人一人の様子を確認

イ 子供が、あらゆる悩みや不安について教職員に相談できる環境づくりの推進

ウ 友人等に自殺を企図する言動や気になる様子が見られたら、すぐに教職員等の大人に伝える指導の徹底

- 朝、学級担任等が児童・生徒を教室で迎え声をかけたり、休み時間や給食時に教職員と児童・生徒がコミュニケーションを図ったりする中で、児童・生徒の学校外での生活の状況を、学校全体で把握

(2) 全教職員による組織的な指導体制の確立

ア 一人一人の児童・生徒に寄り添った指導の推進

イ あらゆる機会を通して、気になる児童・生徒の様子について、教職員間による情報共有の徹底

- 教職員が、児童・生徒の様子で気になる状況を管理職等に報告、対応策や支援策を協議、保護者に連絡
- 教職員が、気になる状況が見られる児童・生徒との面談等を通して問題を共有、解決のための助言

(3) 家庭環境や保護者の養育状況の把握と適切な支援の実現

ア 児童・生徒の家庭環境や保護者の養育状況の把握と、関係機関等と連携した適切な支援の実現

イ 子供に気になる様子が見られた場合に、学校と家庭が連絡を取り合うことの必要性について啓発

- 教職員全体が、保護者、PTA、地域住民との会合等を通して、積極的に会話、児童・生徒の家庭や学校外での様子について状況把握
- 教職員、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、学校サポートチーム、習い事の関係者、PTA役員、地域住民、福祉・医療の関係機関職員等と連携、協議、必要に応じてそれぞれの立場から支援

3 平成 27 年度の緊急対策

(1) 専門家による研修会の実施

11 月 4 日、都教育委員会及び区市町村教育委員会管理職等対象の研修会開催

講師：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

自殺予防総合対策センター 自殺予防対策支援研究室長 川野 健治 先生

(2) 全ての学校及び全ての教職員への周知・徹底

11 月下旬から 12 月上旬、都立学校校長連絡会、区市町村教育委員会担当者会議等を通して、全ての学校及び全ての教職員に自殺防止の取組を周知

(3) 各区市町村教育委員会及び学校等における取組

区市町村教育委員会による校長対象研修、各学校における校内研修等を実施